

## ◎低温委員長に就任して

安岡 弘志

本年4月1日より、前小川委員長の定年退官にともない、低温委員長を引き受けることになりました。これまでは、超低温グループを除いた研究室としては、横網格の液体ヘリウムを使用してきました。ユーザーとして液化室の方々には大変お世話になっていました。今回低温委員長として、円滑な寒剤供給の継続の為に微力ながら頑張りたいと思っています。

就任以来液化室の抱えている諸問題について、スタッフの方々に教えてもらい、いろいろ勉強しているところですが、特に液化機の老朽化と人員不足の問題は極めて深刻であり、早急なる対策の必要性を痛感しています。今後とも、事務部を含めた関係各位のご理解と御協力をお願いする次第です。

## ◎都庁立入検査（6月18日）にあたって

来る6月18日（火）、高圧ガス取締法にもとづく東京都の立入検査があります。当日は都庁の検査官による同法の対象設備となっている圧縮機、液体窒素貯槽、長尺容器置場を中心にこれらの施設・設備の使用状況、関係書類、周辺の整備状態等全体にわたって検査が行われます。これにともない

- ①6月18日（火）は液体ヘリウム供給日になっていますが、当日の供給は中止します。
- ②液体窒素の汲出しは、当日の12時までとし、汲出しができるのは検査が終了してからになります。検査が終了次第貯槽前にその旨掲示します。
- ③ヘリウムガスポンプの受渡しも上記②と同じ取扱いとします。
- ④検査官の立会時に、ヘリウムガス回収用圧縮機が駆動すると非常に危険なため、研究室での液体ヘリウムのトランスファーはさけてください。自然蒸発分だけ送気して下さいをお願いします。
- ⑤窒素貯槽周辺の清掃、塗装等を行いますので、ご迷惑をおかけすることもあると思いますがご了承下さい。
- ⑥廊下にポンプなどを放置しないようお願いします。

## ◎液体窒素貯槽（CE）の断熱性能テストのお知らせ

高圧ガス取締法にもとづくCEの断熱性能テストを下記の間行います。この期間は液体窒素の汲出し、窒素ガスの利用はできませんのでご注意下さい。

### 液体窒素利用禁止期間

5月26日（日）朝9時から5月27日（月）朝9時まで

## ◎ 高圧ガス保安教育終える

去る5月9日（木）、高圧ガス保安教育（新入職員、院生、その他対象）を実地しました。当日は安岡低温委員長（保安統括者代理）のあいさつ、高圧ガス取締法を中心とした法令等の説明、寒剤等を利用する上での事務手続き、実際に高圧ガスを取り扱う上での注意について講義しました。参加者は27名でした。

高圧ガスによる事故を未然に防止するため、今後も初心にかえって慎重に取り扱って下さるようお願いいたします。

## ◎ CEの貯槽能力アップ、自動補給装置設置

6000Qから13000Qへと貯槽能力を高めたCEの更新工事も終わり、5月9日から利用できるようになりました。同時に液体窒素の供給も磁気カードを使用して行うようになり、液体窒素の汲出し、事務処理の合理化が図られるようになりました。

これまでのところトラブルもなく順調に稼働していますが、予測できない事態も生じることもあると思いますので、そのときは速やかに液化室まで連絡して下さいをお願いします。

工事期間中は皆さんに大変ご迷惑をおかけしました。

## ◎ ヘリウム回収率について

4月（4/1～5/13）の回収率は、以下の通りです。

回収率 = 回収量 / { (供給量 + 月始め在庫量) - 月終り在庫量 }

63.4%    50±2.5 Q    7602.5 Q    1427.3 Q    1073.0 Q

今月の回収率は、某研究室での回収ガス洩れ事故が主な原因で、低率でした。

今年に入って回収率が低めに出ています。回収率の向上に御協力をお願いします。

